

令和元年度における北海道環境教育等行動計画の推進状況に関する点検結果

道では、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりを進めるため、平成26年3月に「北海道環境教育等行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、行動計画に基づき、道民や民間団体等と協働して、本道の環境教育や環境保全活動等の一層の推進を図っていくこととしています。

また、行動計画の推進状況を把握するため、指標を設定するとともに、行動計画の推進施策や道の関連施策の実施状況、市町村や民間における取組事例等を取りまとめ、毎年度点検し、公表することとしています。

1 指標の状況

環境配慮活動実践者の割合について、今年度実施した道民意識調査結果によると、日常において環境に配慮した行動をどの程度行っているかという問いに対しては平成25年度の77%と比較して低い値を示していますが、環境保全推進委員へのアンケート調査からは、近年、必ずしも道民の環境保全活動への意識や実践が低くなっているとは言えません。

環境管理システムの認証取得事業所数については減少傾向にありますが、事業所ごと、工場ごとの認証を企業全体としての認証に切り替えた企業もあるなど、この数字により事業所の環境配慮意識を評価するに当たっては留意が必要です。なお、環境配慮保全活動に積極的に取り組む事業所を登録する「北海道グリーンビズ認定制度」の登録数は概ね増加傾向にあるなど、道内の事業所の環境配慮意識は必ずしも減退しているとは言えません。

環境教育に取り組んでいる学校については、小中学校とも9割以上が全体計画を作成しています。

なお、環境教育や環境保全活動の推進状況を把握するため、3つの指標を設定していますが、より実態を把握するための指標について、今後検討していきます。

2 平成30年度における行動計画における推進施策・関連施策の実施状況

行動計画においては、「人材の育成・効果的な活用」や「機会の提供・環境配慮行動の意識付け」などの6区分について、合わせて34の推進施策を掲げています。

行動計画の施策の区分(推進施策数)	
1	人材の育成・効果的な活用(4)
2	機会の提供・環境配慮行動の意識付け(6)
3	拠点機能の整備(既存施設の整備を含む)(11)
4	協働取組の推進(5)
5	情報の提供(5)
6	調査研究(3)

道では、行動計画の初年度(平成26年度)から毎年度、推進施策につながる事業(以下「関連施策」という。)を90程度実施しています。

主な施策は次のとおりです。

- ① 人材の育成・効果的な活用

- ・子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムや、指導者の育成を行う「環境の村事業」を実施
- ・地域の民間団体等による自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「eco-アカデミア」を実施 等
- ② 機会の提供・環境配慮行動の意識付け
 - ・地域における環境教育・環境保全活動を進めるため、各（総合）振興局が主体となり、市町村等と連携して、環境学習バスツアーや自然体験教室などを行う「地域環境学習普及事業」を実施
 - ・環境配慮行動の普及のため、電気を消してローソクの灯りの中で静かに地球環境について考えるイベントである「ガイアナイト」を実施 等
- ③ 拠点機能の整備（既存施設の整備を含む）
 - ・相談業務、環境教育セミナー、各主体のコーディネーター等の幅広い活動を実施する「北海道環境サポートセンター」への助成
 - ・北海道がコーディネーターとなり、企業等との協働による森林づくりを推進 等
- ④ 協働取組の推進
 - ・道民・事業者・行政が連携して環境保全活動を積極的に推進するために設置された「環境道民会議」におけるセミナーの開催、情報交換、情報共有
 - ・小・中学校教員や市町村職員などを対象とし、環境教育や環境保全活動を推進する「プログラム実践講座」を実施 等
- ⑤ 情報の提供
 - ・道や公益財団法人北海道環境財団などにより、メルマガやHPを活用し、定期的に環境に関する情報を発信
 - ・道の生物多様性ポータルサイトにより、生物多様性保全に関する情報を発信 等
- ⑥ 調査研究
 - ・「環境保全推進委員への意向調査」
 - ・環境教育に関する学習プログラムや教材の研究開発 等

また、多くはソフト事業で、中でも「機会の提供・環境配慮行動の意識付け(以下「機会の提供等」という。)」に連なるものが最も多く、この区分の推進施策が軸となり、その他の推進施策とあいまって行動計画を進めています。

3 道内における環境保全活動、協働取組、環境教育の取組事例

「道内の環境保全活動、協働取組、環境教育等の取組事例(以下「取組事例」という。)」の平成30年度実績について、各市町村、北海道環境道民会議構成機関及び北海道環境保全活動推進委員などを通じて取りまとめたところ、513件の取組事例がありました（平成29年度取組事例数は359）。取組事例においては、環境教育を意識しながら環境保全活動及び協働取組を行う、複合的な取組が数多く見受けられます。また、行動計画の推進施策と取組事例については、「機会の提供等」、次いで「協働取組の推進」との関わりが深い状況です。

さらに、まだ数は少ないですが、SDGsをテーマとした取組も徐々に見え始めています。

なお、これまでの取組事例の一部については、NPO法人北海道市民環境ネットワークが開設している「きたマップ」に掲載されています。

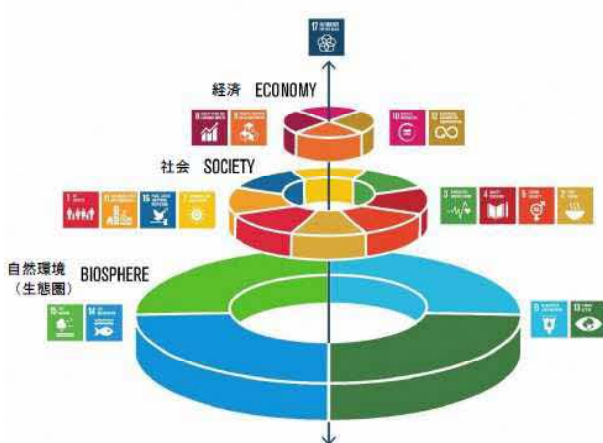
4 今後の方向性

(1) 道の取組について

行動計画の目指す方向は、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりの推進であり、人を育てるには継続性のある取組が必要であることから、引き続き6区分から成る34の推進施策に取り組みます。また、関連施策の大半がソフト事業であることを踏まえ、民間企業・団体との協働、赤レンガチャレンジ事業やインターネット活用等に積極的に取り組み、関連施策の安定した継続実施を図ります。そのほか、「環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座」のような、多様な主体による協働取組の実施を図ります。

(2) 行動計画とSDGsとの関係について

ストックホルムレジリエンスセンターが考案した、SDGs^{※1}のウェディングケーキ図



SDGsのウェディングケーキ図
(資料：Stockholm Resilience Centreの図に北海道が追記)

図では、環境を基盤として、その上に経済社会活動が存在しています。つまり、環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境あって初めて持続的に行うことができることを表しています。

このように、環境問題は、経済・社会的側面と複雑かつ密接に関連しており、行動計画では、環境教育等の推進を通じ、SDGsの達成に貢献していきます。

※1 SDGs (エスディージーズ)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会の共通目標。

「17の目標」と「169のターゲット (具体目標)」で構成されています。

(3) 中間見直しについて

環境教育等促進法 (平成24年10月1日施行) については、施行後5年経過したことから、同法の附則第2条に基づき環境省により同法の施行状況の検討が行われ、同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 (以下「環境教育等促進法基本方針」という。)」が、平成30年6月26日に変更されています。一方、行動計画についても、平成30年度末で策定後、5年を経過しましたので、環境教育等促進法基本方針を参考とし、また、現在見直し中の北海道環境基本計画との整合を図りながら、今後、中間見直しを行って参ります。なお、検討に当たっては、北海道環境教育等推進懇談会等を活用する等、

学識経験者や環境教育の関係者等から意見等を聴取してまいります。

[指標の状況]

別紙1のとおり

[行動計画における推進施策・関連施策の実施状況]

別紙2のとおり

[取組事例]

別紙3のとおり